

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月13日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第75号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第76号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第77号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第5	議案 第78号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第79号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第80号	財産の無償譲渡について(神岡町旧白樺荘)
第8	議案 第81号	飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第82号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第10	議案 第83号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案 第84号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第85号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	認定 第1号	令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定 第2号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定 第3号	令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月13日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第4号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第5号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第6号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第7号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第8号	令和5年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第9号	令和5年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第10号	令和5年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第11号	令和5年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第12号	令和5年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第13号	令和5年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第26	認定 第14号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第27		一般質問

○出席議員（13名）

1番		佐中	藤田	克利	成昭
2番		小笠	原上	美雅	子廣
3番		水	吹	保豊	孝要
4番		上			要二
6番		森	端	浩史	朗美
7番		井澤		清文	博憲
8番		住前	田川	勝惠	子子
9番		野籠	村山	美邦	
10番		高	原		
11番					
12番					
13番					
14番					

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	さ
農林部長	野	村	久	徳
基盤整備部長	森		英	樹
環境水道部長	横	山	裕	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	幸
会計管理者	渡	邊	康	智
消防長	堀	田	丈	郎
病院事務局長	佐	藤	直	樹
建築企画監	砂	田	健	郎
財政課長	上	畑	浩	司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	島	中	み	な
			み	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。理事者側では、森田企画部長が欠席です。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、7番、森議員、9番、澤議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第26 認定第14号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第27 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第26、認定第14号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの25案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。25案件の質疑と併せて、これより日程第27、一般質問を行います。

一般質問について、皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では、市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことにご注意ください。また、議会の品位を重んじて、不穏当な発言がないよう会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に9番、澤議員。

〔9番 澤史朗 登壇〕

○9番（澤史朗）

皆さんおはようございます。一般質問も3日目となり、お互いにちょっと疲れが出ているのではないかと思いますけれども、最終日、最初の質問をさせていただきます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。まず1つ目ですけれども、前田建設工業との連携協定についてお伺いします。市は8月9日に前田建設工業株式会社と「地域資源の活用による持続可能なまちづくりに関する連携協定」を締結したと新聞報道がありました。降って湧いたような出来事で、前田建設工業株式会社といえば大手ゼネコン会社で、飛騨市とは今まで関わりがなかったかと思われま。市のホームページと前田建設工業株式

会社のホームページによると、この協定に基づき、「地域固有資源の新たな価値の見える化、新たな産業の創出や地域課題の解決、シビックプライドの向上を推進し、市が進める「地域固有の資源の利活用による持続可能なまちづくり」の実現に向け、互いに有するノウハウ等を有効に活用し、協働により取り組みを進めていくとされております。何とも抽象的で漠然としており、具体的に何をするのか見えてきません。

協働により取り組む事項として、「森林、広葉樹、薬草をはじめとした地域の固有資源を生かしたまちづくりの推進に関する事」、「地域文化の尊重及び活用と町並みの保全に関する事」、「2050年カーボンニュートラル、2030年SDGs、ネイチャーポジティブに向けたまちづくりに関する事」、「地域資源活用による持続可能な地域づくりを牽引する人材の育成に関する事」、「森林・林業に関係した賑わいや交流創出、それらの普及を目的とした魅力の発信に関する事」、「地域資源の活用を通じた子供・子育ての支援に関する事」と挙げてありますが、これらは今までも、そして現在も市では積極的に取り組んでおり、今さら特記することではないかとも思われます。林業や広葉樹だけでなく、幅広い分野に及んでおり、ホームページによりますと担当課がまちづくり観光課ということも納得はできますが、横の連携をしっかりと取っていただけるよう期待しております。また、「互いに有するノウハウ等を有効活用し」ともありますが、市が提供するノウハウとバランスが取れなくては、ウィン・ウィンの関係にはなりません。前田建設工業株式会社は、地域資源活用の分野で自治体と協定を結ぶのは初めてで、地域の課題解決を通じて付加価値の高い事業を創出し、全国の自治体に普及できるモデル構築を見据え、さらなる企業価値の向上も目指すと示されております。

そこで2点お伺いします。1つ目は、この連携協定に至った経緯、そして2つ目は、この連携協定に基づく今後の展望をお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

畑上商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それではまず、1点目の連携協定を締結した経緯についてお答えします。

今回の協定締結に至る一連の取り組みは、令和4年に株式会社飛驒の森でクマは踊るが古川町内に新たに開設したオフィスを設計した株式会社ツバメアーキテクツ一級建築事務所により、飛驒市をご紹介いただいたことから始まります。昨今、企業も持続可能な社会づくりへの貢献を求められていることから、広葉樹のまちづくりや薬草のまちづくりをはじめとする飛驒市の取り組みに高い関心を示され、前田建設工業株式会社の新入社員研修の事例として取り上げていただくことにもつながりました。

その後も社員の皆様が飛驒市にお越しになった際などに様々な意見交換を行ってきた結果、多様な地域資源を有する飛驒市と、行政にはない様々なノウハウやネットワークを有した前田建設工業株式会社が連携・協力することは双方にとってメリットがあるとの結論に至り、今回の協定

締結となったものであります。

なお、こうした協定につきましては、あらかじめ具体の取り組みを明確にした上で締結することを原則としておりますが、大まかな方向性が双方で合致・共有できた場合などは、協定を締結した後に具体の取り組みを決定していくこともあることを申し添えます。

次に、2点目の連携協定に基づく今後の展望についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、今回の協定は非常に幅が広いと、部署を横断した調整や具体的取り組みが双方にとってメリットがあるものでなければならぬと考えております。そのため、現在、担当者レベルで定例会議等を行いながら、協定に基づく子細な取り組みについて調整を進めております。9月4日に開催いたしました定例会議では、前田建設工業株式会社より、受注物件での飛騨市産広葉樹活用に向けた仕組みづくりや施主企業のオフィス健康化に向けた野草茶の提供、飛騨市の取り組みを学ぶネイチャーポジティブツアーなど、様々なご提案もいただいたところです。

これらの取り組みは、一見、飛騨市にのみメリットがあるように感じられますが、地域資源の活用・高付加価値化による持続可能な地域づくりに貢献するという意味で企業価値の向上につながるため、前田建設工業株式会社としてもメリットがあると伺っております。

今後引き続きこうした検討を行ってまいります。全ての協定項目を同時に取り組むことは困難であることから、まずは可能なことから取り組みを進めてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○9番（澤史朗）

まだ具体的なことはこれからというような形でお聞きをしました。今部長も答弁の中で言われましたように、通常、連携協定を結ぶというのは、ある目的があって、それに関してお互いに連携しようということによって協定を結ぶのが今までだったんですが、今回の場合は方向性が一致しているという考え方の中で連携協定を結び、今後検討するというところでございました。9月4日に定例会議を行ったということですが、8月9日の連携協定の約ひと月後に定例会議ということで、今後この定例会議というのはどのくらいのペースで行われていく予定でしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今後も月1回程度は行ってまいりたいと思っております。

○9番（澤史朗）

経緯としては株式会社飛騨の森でクマは踊るの新しいオフィス、多分、古川町高野にある三角屋根のオフィスかと思えますけれども、その設計事務所の紹介ということでつながりが持っていて、その後、前田建設工業株式会社側で飛騨市でやっている事業に関して興味を持たれ、そこに関心が高くてというお話でしたけれども、先ほど列挙しました協働による取り組み事項としてありましたけど、その中でも、昨日市長答弁の中にも、市民が自らつくりあげるまちづくりの中で、薬草のことで広葉樹のことに触れられました。実際に薬草フェスティバルが先週の土曜日、9月7日に古川町全体を会場として行われました。私も何か所かのぞかせてもらいましたけれども、今回は市外からの出店もかなり多く、そして来場者も私が見る限り、市内というよりも外からの方が多かったのではないかなと。スタンプラリーも台紙を持っていろいろなところを歩かれ

ておりました。このように、長年続けてきたものが見える形になってきたのかなと思います。

いろいろなきっかけがあろうかと思いますが、飛騨市を訪れていただくということが非常に大切なことで、まずそこから始まって、それから関心事がいろいろなところに行くのかなと考えます。

そして広葉樹のまちづくりに関しても、コンソーシアムを立ち上げて、製材所も再稼働して、川上から川下まで充実しているというお話が昨日ありました。そうすると、薬草や広葉樹のことに関しても協働する事業の中に入っているわけですが、既にほぼ形が見えてきている形になっているものもありますけれども、これは全般的に具体が示されていないので分からないですけれども、こういったことも含まれているわけですが、この辺に関してはさらに前田建設工業株式会社が連携することによって望まれるものというのは何かございますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

前田建設工業株式会社でお持ちになっているいろいろなネットワークを通じまして、薬草のまちづくりにしろ、広葉樹のまちづくりにしろ、市の持つネットワーク以外のところにも広がりを持つてのではないかと考えております。

○9番（澤史朗）

もう1つお聞きしますけれども、具体はこれから出てくるのかなと思いますが、協働で取り組む事項の中に「地域資源活用による持続可能な地域づくりを牽引する人材の育成に関すること」、そして「地域資源の活用を通じた子ども・子育ての支援に関すること」とありますけれども、この地域資源というのは、今話したように薬草だとか広葉樹というものが表舞台に立ってきています。それも地域資源だと思います。地域資源というと広範囲でハードの部分、中にはソフトの部分もあるかもしれません。そういったことがありますけれども、地域資源に関して、今具体的に考えられるようなものというのはありますでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今現在は答弁でも申し上げました薬草に関連すること、広葉樹に関連することが協議のテーブルにも上がってきているところですが、そこから自然保全に関する取り組みですとか、そういったことにも話が及んできております。前田建設工業株式会社さんにも月1回のミーティングに加えて、こちらへも何度も足を運んでいただいておりますし、これからも来ていただく機会は多くなると思うので、その場で今お話したこと以外の飛騨市の取り組みについてもお伝えしながら連携してやっていける事業を模索してまいりたいと思っています。

○9番（澤史朗）

具体的にどういう形で連携していくかというのはこれから先の話だということで十分承知をしました。要は月1回で会議をされるということで、前田建設工業株式会社の本社は東京都かと思いますが、そこから何名くらい常時来られるのか。これは予算的な措置は当初予算ではなかったと思います。人が動くことによって多少なりとも経費というものが生じますけれども、

これは商工観光部の中の旅費・交通費とか、そういう中で賄われているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

予算については、商工観光部まちづくり観光課の予算の中で動いておりますし、ミーティングなどにつきましてはオンラインでのミーティングもやっておりますし、東京に出向く他の業務があるときに、空いている時間を利用して前田建設工業株式会社さんと東京都でミーティングをさせていただいていることもあります。その辺は予算を有効に活用できるように、工夫して進めてまいりたいと思います。

○9番（澤史朗）

前田建設工業株式会社という大手ゼネコン会社ですので、いろいろと前田建設工業株式会社のホームページを見させていただきますと、インフラ整備からホテルの建築、そして商業施設の建設だったりいろいろなことをやっていますが、どうしてもこの名前を聞くと建設というような、何かそんなイメージが出てくるわけですが、そうではなくて、どちらかというハードの部分より今はソフトの部分でのお互いの連携協定と受けさせていただきました。お互いにメリットのある形、ウィン・ウィンになるように今後展開していくことを期待しております。

では、2つ目の質問に移ります。普通交付税額と令和5年度繰越金の確定による今後の展望についてお伺いいたします。3月議会で令和6年度の財政に関する質問をしましたが、普通交付税額の算定結果が7月にあり、それを踏まえて来年度以降の予算編成が決まるという答弁でしたが、算定結果、2億7,500万円余の上振れとなり、先日の全員協議会の説明ではまずまずの結果ということでした。また、令和5年度の純繰越金が9億1,600万円余となり、財政調整基金への積み立てが今定例会の補正予算にあがっております。

普通交付税は年々減ってきており、これは公債費、つまり借金返済に充てる交付税が減ってきているのが大きな要因だと思われませんが、それ以外の交付税は減っていないのでしょうか。今回は市税の上振れも6,200万円余ありましたが、今年4月からふるさと納税1万円未満は返礼品なしとなり、さらにソーシャルビジネスの特定寄附も予定額に達し、これらの寄附金も望めません。先の答弁では、令和6年度はふるさと納税の総額15億円くらいになるのではないかとおっしゃいましたが、半期が過ぎようとしている今、見通しに変化はありましたでしょうか。外から入ってくる財源が減少するわけですが、今後の財政運営に影響はないでしょうか。

また、6億4,000万円の財政調整基金への積み立てですが、毎年取り崩して、その分を翌年積み戻すという形に見受けられますが、繰越金は不用額の積算がほとんどで、事業自体が予定どおり実施できたのか、減額補正ができなかったのか、補正時期の問題もあり難しいとは思われますが、常に予算を念頭に置いておけば繰入金や積み立ての額も抑えられると考えます。また、人事院勧告に基づく人件費増額分として2億円が補正財源として別に財政調整基金へ積み立てられますが、今年度はよいとして来年度以降はこの増額分が交付金で手当てされるのでしょうか。

いずれにせよ、余裕のない財政運営の中で切り盛りするのは大変ですが、今般の暖冬や物価高騰対策で指定管理施設等に補助金が充てられており、緊急対応としてしっかり措置されていると思います。今回、旧朝開町農産物直売施設の跡地を公募により譲渡されるとのことですが、市に

は多くの市有施設があり、今後の維持管理運営を考えると、このように譲渡を積極的に考えた方がいいのかもしれませんが。また、今回、株式会社飛騨ゆいの事業報告がされましたが、資本金1億円の約8割を市が出資している会社で、毎年多額の指定管理料や補助金が出されています。コロナ禍もあり、いろいろ苦労されながら経営されているかとは思いますが、以前は稼ぎ頭であったホテル季古里の経営が芳しくないのが目につき、商工観光部長の報告では「高山市内でのホテル開業など、競合他社の影響を受け、従業員の退社による慢性的な人員不足で業績が悪化。今後は従業員の待遇改善を図り、経営管理を強化し、接遇研修などに徹底して取り組み、顧客満足度の向上に努めることでインバウンドや地元客の回復・増加を目指していく。」とされています。ほかの施設で利益を上げて、その分が食われているのが現状ではないでしょうか。

定例会初日に質疑に対する市長答弁で、今期で指定管理満了を迎える当施設の公募に関して、筆頭株主としては手を挙げないようにしたいということでしたが、反面、施設の設置者である市としては、補助金の関係でホテル経営を維持したいとも述べられました。新聞報道では、あたかも株式会社飛騨ゆいがホテル季古里から撤退するように書かれていましたが、まだ公募も始まっておらず、役員会で決定したわけでもないと思われます。株主と設置者という両者の立場から現状をどのように考え、今後の運営方針をどうするのが最善だとお考えでしょうか。

そこで以下の3点をお尋ねします。1点目は、普通交付税算定結果とふるさと納税減額による今後の財政運営について。2点目は、財政調整基金の在り方と今後の人件費の財源について。そして3点目は、ホテル季古里の今後の経営について。以上、3点をお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からはご質問のうち、1点目の中のふるさと納税の現状と今後の見込みに関する部分、それから3点目のホテル季古里の今後の経営についてご答弁申し上げます。

まず、ふるさと納税の現状でございますけれども、4月から8月までの寄附総額は2億483万円で、この数字は前年の同期間と比較をいたしますと約37%減少いたしております。今年度の目標額は15億円と設定をしておりますが、このまま推移しますと大幅に減少いたしまして12億円から13億円程度ではないかと思っております。この原因は明確でありまして、国による経費率の厳格化に伴いまして1万円未満の返礼品を廃止したことによるものでございます。この返礼品の経費率は、全部で5割以内に収めないといけないわけですが、返礼品は3割なんです。そうすると、その他の経費を2割の中に収めないといけないということになるんです。こうしたときに、例えば家具などの高額な返礼品の場合は、送料のような経費が多少高くても寄附額全体に対する比率は低くなります。あるいは宿泊チケットのような場合、物を送る経費はほとんどかかりませんので、高い金額の寄附額の割に経費率は低く抑えることができるということです。

しかし、飛騨市の場合は、こうした高価格帯で人気を集める返礼品が少ないという特性がございまして、これまで低額の食料品の返礼品を強化して全体を伸ばしてきたというのがこれまでの実態です。例えばラーメンが典型ですけども、一定の比較的安い金額ですが、送料がそれに比べるとかかるというのはご想像いただけると思うんです。実際に経費率のルール変更の前は、5,000

円以下の低額返礼品が全体を牽引してきたということでございまして、この5,000円以下の低額返礼品が寄附件数全体の約60%という非常に大きなウェイトを占めていたということになります。逆に5万円以上の高額の返礼品は寄附件数の全体の約5%という状況でございます。

したがって、国のルール変更で低額返礼品の廃止を余儀なくされると、一遍に打撃を受けるという構造になっておるわけです。逆に1件当たりの寄附単価は低額返戻金を廃止いたしましたので、今現在2万3,500円という寄附単価になっておりまして、前年比190%上昇ということで大幅に上がりまして、経費率はクリアできるようになってまいりました。しかし、その分寄附件数が減少したので、寄附額全体が減額に転じたということでございます。現在、それに対する対策として人気の低価格商品をセットにした返礼品、1万円以上でも喜んでいただけるような返礼品を提供するというような取り組みを進めておりまして、15億円はちょっと難しいかもしれませんが、少しでも近づけるように努力をしたいということでございます。

ふるさと納税は、かねてから申し上げてはいたしましたが、国のそうした制度変更ですぐに影響を受ける移ろいやすい制度であるということで、我々はもうここにあまり頼ることはできない、全幅の信頼をすることはできないということでやってきたわけですが、見事にその予想どおりの結果になっておるということでございます。

それからもう1点、ホテル季古里の今後の運営についてお答えをいたしたいと思っております。議員からご指摘もございましたが、ホテル季古里に限らず、この株式会社飛騨ゆいが管理運営する市有施設というものは、市は株主の立場と施設所有者の2つの側面を持っております。そのうち、まず株主の立場の考え方について、議会初日の商工観光部長からの報告内容と重複をいたしますが、改めてご説明をいたしたいと思っております。

株式会社飛騨ゆいの現在の状況を端的に申し上げますと、10の指定管理施設の運営をやっておる。併せて、自主事業をやっておりまして、バス事業とかの事業をやっておられます。飛騨かわいやまさち工房もそれに当たります。指定管理料を含めて利益を生み出しまして、その黒字分で本部機能として集約されている会社の運営費を賄うという構造になっておりまして、自主事業も含めてほぼ大半の事業は黒字であります。唯一、ホテル季古里が大きな赤字を出しておりまして、これが会社全体が赤字に陥る原因となっております。

このホテル季古里を含めてですが、令和元年度以降、会社全体で500万円から2,000万円近い赤字を毎年出しておりまして、第9期となる令和5年度も約1,580万円の赤字となっております。ホテル季古里の経常損失がなければ、会社全体で1,200万円ほどの経常利益を生み出せていたことになるということでございます。

先日決算書も見ていただいているのでお分かりかと思うのですが、株式会社飛騨ゆいは、前期決算の時点で繰越利益剰余金がマイナス6,400万円で資本金が1億円ですから、もう既にこれにかなり食い込んでおるという状況です。したがって、毎年同じような赤字を出しますと、債務超過に陥る可能性が高いということになっておりまして、努力改善を待てられない状況というのが今の会社の認識であります。

ホテル季古里の現場の皆さんは大変一生懸命に努力をされておりますし、泊まれたお客様からの評価も上々であると承知をいたしております。つい今週も私の知人が2泊して、大変よかったということで高い評価をされておられました。それにもかかわらず、こうした状況にあるのは

なぜかということになります。人手不足とか物価の高騰、インバウンドの急激な増加など大きく変化する外部環境に対応した運営、そして何よりも営業をしていかないといけないというところで、その部分で現在の経営陣の中にホテル経営のノウハウを有した人材あるいは十分な経験を有した人材がないということが原因ではないかと考えておりました。そういったしますと、株式会社飛騨ゆいがちょうど今指定管理の更新時期になるのですが、次期指定管理期間の5年間を受けた場合にこれを劇的に改善するのは難しいのではないかと判断しておるところでございます。

このため、株主総会が6月14日に行われたのですが、その席上、私から役員に対しましてホテル季古里の指定管理から撤退することも検討してほしいという旨を申し上げました。それから3か月たつわけでありまして、第1四半期の赤字は昨年度よりも拡大をいたしております。現時点で秋の様子が見えてきているわけですが、9月から11月の予約も昨年度実績を超えるほどの予約は入っていないということでありまして、その後はもう冬になりますから、今期も大幅な赤字となる可能性が高いという状況であります。

そもそも、株式会社飛騨ゆいという会社はホテル季古里を運営するためにできた会社ではないというのが私たちの認識でありまして、現実に株式会社飛騨ゆいのほかの自主事業は黒字、指定管理事業も指定管理料があることでほぼ黒字となっておりますから、会社の立場から見れば、ホテル季古里の指定管理から退くことによって一定の黒字が確保できるということが当然見込まれるわけでありまして。ここで債務が解消できると同時に利益を生み出すことができれば、従業員の適切な賃金・ボーナスも確保することができまして、ほかの部門に投資することもできるようになるのではないかと。そうすれば株式会社飛騨ゆいの本来の目的である飛騨市のまちづくり会社としての役割を果たせるようになるのではないかと考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、これは会社の株主としての立場で会社を見ておられますとそういうふうに見えてくるということになります。特に、飛騨市は最大株主ですが、市民の税金を出資しておるという特殊性がございますから、会社が万が一、存続が難しいような状況あるいは最悪の状況に陥るようなことになれば、その資本金を毀損してしまいかねないということになりますし、そうなればやっぱり経営陣に対して、会社と従業員を守るための決断を迫るということも必要ではないかと考えておりました。これが株主としての立場、会社を見ている立場ということになります。

一方で、株式会社飛騨ゆいがやっている指定管理の施設に関しましては、飛騨市は施設所有者の立場というものも持っておるわけでありまして。こちらからどう見ているかということを中心に申し上げたいと思います。飛騨市の立場でホテル季古里というものをどう見ておるかということになります。これは株式会社飛騨ゆいではなく、施設ということです。

このホテル季古里は平成8年に旧古川町が整備したものでございます。地域農業基盤確立農業構造改善事業という難しい名前の補助金を活用しておりました。その関係上、都市と農村の交流を目的とした「総合交流ターミナル施設」と称されてはおります。ただ、これはあくまでも補助金活用の観点での位置づけでございます。実態的には初めから純粋な宿泊施設でございます。整備から約30年を経過しておりました。外部環境も変わっております。現在古川町内はご承知のとおり宿泊施設が不足しておるといった問題が起きておりました。その中で貴重な宿泊施設という意義は逆に高まっておると認識しております。

一方で、市有施設の老朽化が進み、維持修繕費用などがかさんでおりまして、財政を圧迫しておるという中で指定管理施設の整理・統合は避けては通れず、本格的な検討を始めなければならない時期に来ておりまして、ホテル季古里もその1つということでございます。

市有施設見直しの基本的な考え方でありますけれども、市有施設の在り方というのを検討する際には地方自治法第244条、これは公の施設というものを定めた条文でありますけれども、この地方自治法第244条の定義に立ち返る必要があると思っております。ここでは公の施設というのは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」ということであります。これが1つの判断基準になろうかと考えております。その上で、地域における施設の位置づけ、あるいは施設が存在することによってぶら下がっているという言い方はよくないかもしれませんが、それで成り立っている市内事業者がいるかどうか、そうしたことも考慮する必要がありますし、様々な要素を考慮しながら検討を進めるということになります。

市民利用が大勢を占めるゆうわ〜くはうすとかすば〜ふるの位置づけを観光施設から健康増進施設に変更してきたのも、実態を見てこの住民の福祉増進の目的に合っているかどうかということの一つ一つを確認するというので、ここ近年その取り組みを進めてきたわけでありまして。

その中で、ホテル季古里はどうかということになりますと、宿泊施設不足の中で貴重な宿泊施設であるということは今申し上げたとおりですが、一方で市民の福祉増進という観点からは遠い存在であることは否めないわけでありまして。それから市内に競合事業者が存在するというので、それから今後大規模修繕等が発生する可能性があることを考慮いたしますと、今後優先的に在り方を検討しなければいけない施設の1つと考えております。

もう少し踏み込んでお話をいたしますと、考えられる方法というには通常こういった場合は3つです。1つは市有施設として維持していくという方法、2つ目は民間に譲渡するという方法、3つ目は廃止するという方法が大体一般的に考えられる方法になります。

個別に見ていきまして、まず廃止という選択肢は今のところありません。なぜかと言いますと、まず先ほど申し上げましたように、飛騨市が宿泊施設の絶対的不足という問題を抱えている中で、温泉があって、市街地にも近くて、周囲の環境も良好で、宿泊者から高評価をいただいているホテル季古里は必要性が高いと認識をいたしております。

もう1つの大きな理由として、用途を廃止したり変更すれば、補助金の返還が必要となるという現実的な事情がございます。ホテル季古里は、平成8年度に国の地域農業基盤確立農業構造改善事業という事業を使って3億7,500万円の国庫補助を活用して整備されております。この耐用年数が47年ということになっておりまして、令和6年4月現在でまだ20年残っております。仮に用途廃止をした場合、残った分の補助金を返還しなくてはならないのですが、現時点でその補助金返還が求められる金額が1億7,300万円ということございまして、今廃止をすればこの1億7,300万円をただ返還しなくてはならないということになりますので、そういったことを踏まえまして現時点での古川町内のホテル不足、そして置かれた環境のよさとホテルのポテンシャル、そして補助金返還ということを考えれば、ホテルとして継続するのが最善の選択であるということになります。

では、次に出てくるのが、市有施設として維持するかどうかという問題です。指定管理者を募集し、今のように施設を継続するかどうかというのが次の選択肢になるわけですが、ここで課題

になりますのは、宿泊業というのは装置産業ですから、これはどこのホテルを見ていただいてもお分かりになりますが、常に設備投資をしながら魅力を維持・向上させないと集客が落ちていくという特性を持っております。しかし、現在の飛騨市においてリニューアルに投資ができるかということをございまして、耐用年数がまだ20年がありますから、どこかで大規模修繕をするというのは恐らく必至になるだろうと思われまます。そうでなければ、老朽化に伴って魅力がどんどん低下をしていくと。それが宿泊客数の減少を招くという悪循環に陥ることが考えられるということですが、その余力がないということになります。

そうすると、次に考えられるのは民間への譲渡ということになります。これによって民間事業者が譲渡を受けて自らリニューアルを行っていただくことができれば、これは宿泊施設としての魅力を維持することができるということになります。この際、選択肢は無償譲渡一択であります。普通に考えれば売ればいいじゃないかと思われると思いますし、私もそう思います。しかし、売却をいたしますと、売れた金額分は補助金返還に回さないといけない、補助金を返還しないといけないということになりますので、無償譲渡の場合、ホテルとしての用途を変更しなければ補助金返還の対象にはならないということです。民間に譲渡されてもホテルとして継続されていければ、飛騨市は補助金を返還する必要がないということになりますから、そうすれば少なくとも耐用年数までホテルとしての用途を維持することを条件に無償譲渡するのが現実的な選択肢であるということになります。

こうしたいろいろな選択肢を考えながら、じゃあどうしていくのかということを検討しなければいけない。それが求められている段階に来ているということなるわけでありまますけども、こうした検討をするには時間がかかります。ひと月やふた月で結論を出せる問題ではないというふうに考えております。

このため、まずは市有施設としての維持を図り、新たな指定管理者を公募しつつ並行して今申し上げてきたような検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

仮に公募に手が挙がらなかった場合、この場合はさらに長い公募期間を設けて追加募集をしなければいけないということをおられるでしょうし、あるいはそれでも決まらない場合は無償譲渡先があるのかどうか、サウンディング調査を行うということも必要になるかと思ひます。ただ、いずれにいたしましても、まずは指定管理者の公募をすることをやってみないと、十分な検討をするだけの時間を確保することができませんし、まずはこの指定管理者の公募ということにかかりたいということでございます。その上で市ができれば様々な対応を柔軟に考えていきたいということでありまます。ただ、その上でもなかなか次の指定管理者が決まらないということもあるかもしれません。その場合は、決定まで引き続き株式会社飛騨ゆいに管理運営をお願いする。その際の赤字部分は市が保証するということもあるかもしれませんし、やむを得ない場合は休館するということもあるかもしれません。こうしたいろいろなことがあり得るということを念頭におきながら、まずは公募に向けて取り組んでいきたいということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めまます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私からは、普通交付税の算定結果とふるさと納税減額による財政運営につきましてお答え申し上げます。

初めに、普通交付税がどの程度減少しているのか比較するに当たり、昨年度は国の税収が大きく上振れしたことで約9,000万円の追加交付額があったことから、これを除いた当初交付額ベースで申し上げます。昨年度の普通交付税総額は61億9,000万円、今年度は総額61億8,000万円と約1,000万円の減少となりました。ただし、この中には借金返済額の一部を国が補填する交付税措置分が含まれており、飛騨市では非常に大きな金額を占めています。具体的には、昨年度は15億5,000万円、今年度は13億4,000万円が交付税措置をされており、これを除いた金額で比較しますと、昨年度は46億4,000万円、今年度は48億3,000万円が交付されていることとなり、実質的には昨年度より2億円多く交付された結果となりました。

この要因は、勤勉手当の支給が開始される会計年度任用職員をはじめとする職員人件費アップ分や、公共施設の光熱費高騰分、さらにはごみ収集や施設管理など委託料の増加に対応できるように国の交付税総額が大きく確保されたためのものでございます。

飛騨市における令和6年度当初予算では、会計年度任用職員の人件費アップ分5,000万円、委託料のアップ分8,000万円をはじめとする経費を盛り込んで予算編成していましたので、この2億円という金額については、国において人件費や物価高騰等に対する経費の上昇分はおおむね措置していただけたものと評価しております。なお、昨年より多く交付された2億円はこうした経費に充当されるものですが、当初予算においては、この経費を賄うために一時的に財政調整基金を取り崩しておりますので、当然にこれを積み戻すということとなります。

他方、来年度の国の予算編成において、今年度と同様に地方交付税の配分が行われるかどうかは未知数です。今年度の人事院勧告では給与水準が大幅に上昇することとされていることも踏まえ、これに相当する地方交付税措置がなければ大変厳しい状況に陥る可能性があります。これは他自治体も同様であり、岐阜県市長会において国への要望を行うこととしております。

次に、ふるさと納税の現状についての詳細は先ほど市長が答弁いたしました。昨年度に比べて寄附額は大幅に減少することが見込まれている状況です。しかし、ふるさと納税は元来移ろいやすい制度であるという認識のもと、こうした状況はいつか起こり得るという前提で財政運営をしており、毎年の予算編成における特定の目的以外への寄附金活用額を5億円にとどめておいたこともそのためでございます。このため、仮に昨年度よりも半減に近い寄附額のレベルになったとしても、今後の当初予算編成において、汎用目的は今年度予算と同水準の5億円以内とすることでここ数年は安定したソフト事業の実施ができるものと見込んでおり、極端に財政運営に支障が生じることはないと考えております。

次に、2点目の財政調整基金の在り方と今後の人件費についてお答えいたします。財政調整基金は、昨年度に大幅な基金再編を行い、その保有高を30億円から33億円程度に見直しました。また、地方自治法第233条の2に基づき、いわゆる決算積み立てではなく、議会での審議を経て積み立てしております。この積立額は、純繰越金の2分の1以上と定められておりますので、積立額が増えすぎないようにあらかじめ当初予算において一部を取り崩すように予算化することで安定した保有高としているところでございます。

一方、人件費については、その年の人事院勧告に基づくアップ分の財源が新たに必要となりますが、これはそもそも財政調整基金で穴埋めするべきものではなく、基本的には毎年の歳入歳出の調整において対応すべきものであると考えております。しかしながら、今回の人事院勧告では数億円単位での財源が必要と見込まれる中、勧告の時期が夏であることから9月補正では間に合わず、どうしても12月定例会における人件費補正となるため、今回は一時的に財政調整基金に財源留保しておくものでございます。

また、人事院勧告に基づく人件費アップ分の財源措置については、翌年度の普通交付税には反映される制度設計となっておりますが、当該年度においては市が負担しなければならず、この仕組みは今後も同様となる見通しです。国の税収が上振れし、国の補正予算において普通交付税が追加交付される年もありますが、市の財政運営上はそれを当てにすることなく予算措置しております。仮に人件費のアップ分に相当する普通交付税が交付されないような事態となれば、入るを量りていずるを制すの考え方のもと、予定していた事業を停止するほか、あらゆる経費を切り込んで調整していく必要があるものと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○9番（澤史朗）

たくさんのお答えありがとうございました。どれからお聞きすればいいのか、非常に大変なんですけれども順番に行きましょう。普通交付税、最後に総務部長が答弁をくださいましたけれども、全体額としては減っているけれども、中身としては実質増えているという解釈をすればいいのかなというふうにお聞きしました。それに絡んだ人事院勧告による人件費のアップ分、今補正予算でもその分の財源を留保する分として2億円財政調整基金へ積み立てをされます。ただし、今回のように人事院勧告で人件費が上がると、その中身としては若年層の職員に手厚くという形で、近年のパターンです。多分、約2億円が4月から遡って支給されるということになって、それから財政調整基金のほうへ積み立てられるわけですけども、その分は今回は前年度の繰越金だとかで積み立てできるけれども、来年の分は、飛騨市だけではなくて全国どこの自治体も同じ条件ですから、それに見合う金額というのは交付税で措置されるであろうと。岐阜県市長会でも国へ要望をされるということですので、そこまで国は冷たいことはしないだろうと思います。今年度その分を立て替えるというか、その2億円相当というのは、国から手当てが出る見込みがあるのか。ずっとそれを引きずって将来的にそのマイナス部分は残っていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

国では公務員の人件費のアップというのは、毎年地方財政計画というものを策定しております、その中で適正な額を計上しております。ちなみに来年度の部分が今公表されたんですけど、来年の地方財政における人件費というのは約0.6兆円アップするという試算になっておりまして、それに対応する税収も伸びるといって形になっております。今の各省庁から概算要求という形で予算が締め切られたんですけど、それに基づく財政計画では、来年は一応交付税は国から地方へ渡る出口ベースで0.3兆円増額ということになっております。この0.3兆円というのは非常に巨額な

金額でありまして、これは人件費だけではなくて、物価上昇でありますとか必要な経費が算定されての額でございます。飛騨市における人件費に呼応する部分がどれぐらいになるかというのは蓋を開いてみないと分からないんですけど、基本的には国の制度設計として、公務員の人件費が上がった分というのはちゃんと加味されて交付税措置をされるという制度設計になっています。

○9番（澤史朗）

では今回の増額分というのも7月に算定結果が出た交付税の中に一部が含まれているという解釈でよろしいでしょうか。来年度については、来年度の交付税で措置をされるということは分かりましたけれども、いわゆる今年度の分というのは、その財源が繰越金で財源をつくったのか。多分、今年度の交付税ではまだそこまで措置をされていないかと思うんですけども、一部入っているのか、その辺は財政課としてはどのような解釈でしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

今回の人事院勧告でアップされた部分というのは、今年度は既に交付税措置がされていますから、令和6年度における交付税の中には入っておりません。したがって、令和6年度、人件費がアップした分というのは、簡単に言いますと飛騨市が負担しなければならないということになります。ただし、この令和6年度アップした分というのは、翌年度の交付税算定には加味されるということでございますので、1年遅れと言いますか、今年度については飛騨市が一時的にこのアップ分を何とかして対応しないといけないということです。例年ですと、国の補正予算とかがあった場合は交付税の追加措置ということもございまして、そういったことがある場合ですと今回の今年度の人件費がアップした部分の一部も加味されるということは多々ある状況でございます。

○9番（澤史朗）

そうすると、今年度の市で負担した分というのはずっと残っていくという形で、ひょっとして特別交付税が出てそういうものが補填される機会があるかもしれないということですが、先ほど総務部長の答弁の中で、どうしても人件費が増えてくる部分はほかの事業を、入るを量りていずるを制するという形で縮小せざるを得ないかもしれないということがありましたけれども、逆にそれもやってもらっては、せっかく市民が一生懸命やろうとしているのをそぐような形になりますので、それは避けて、できるだけ形を変えるなりして、市民のモチベーションとか職員のモチベーションもありますので、今までやってきたのに人件費にかかるからこれはもうやめますよなんていうことがないようにしていただきたいと思えます。

ふるさと納税に関しては、当初の見込みよりは減るということでお聞きしました。ただし、ふるさと納税を利用していろいろと事業をされておりますけれども、それが年間約5億円ということでそれはキープできるということです。これは3月のときも5億円という数字はお聞きしました。今総務省からの通達でふるさと納税も過渡期になってきているのかなと感じますが、その中で低額商品が幅を占めてたと。今改めて数字を聞いて、全体の60%も5,000円以下のものがあつたのかと。でも、数が集まればそれだけの金額になるんだなということも改めて実感しました。その辺はお願いをします。

3つ目のホテル季古里のお話です。本定例会の初日にも市長並びに商工観光部長からお話を聞きましたけれども、初日にお話されたのはどちらかというと株主総会を踏まえて、株主の立場としてお話をされたようにお聞きしました。設置者、施設の所有者として最終的にどういう判断をするのかということで、廃止はないと。市有施設、いわゆる今の指定管理を継続しながら新しい指定管理者が応募してくれば、そこで審査をしてということになりますけども、ない場合もそれなりに次の手段を考えられているということはお聞きしました。

そこで、どうしても引っかかるのが、初日の商工観光部長のお話の中で、今も市長の話の中でもありましたけど、ホテル経営の経験がある者がスタッフの中にいないということで、ホテル経営のノウハウを持った者が必要であり、今はいないから現状のまま運営し続けるのは無理だというお話がありました。ただし、このホテル季古里の赤字は今に始まったわけではなくて、どうしてもコロナ禍というものがあまして、当然宿泊客、ほかの利用客も減ったというか、使えない状況のときもありました。そういった中でも、その当時はホテル経営のノウハウを持ったスタッフもいたかと思います。そのスタッフがいたからしっかりと成り立っていたのかということ、外の要因もありますけれども、近隣の高山市はそれなりにしっかりと売り上げを保ってやってたところもあります。ホテル経営のノウハウを持った者がいるから、いないからという、その基準というのはどうなのでしょう。ホテル経営のノウハウを持った者がいればホテル経営がうまくいくのかということ、そうでもないような気もします。改善をしようというスタッフのモチベーションというか、取り組み方によってそれが接遇にも表れるだろうし。今度の公募に当たり、ホテル経営の経験者がそこにいるとかいないという状態は、公募の条件の中で入ってくるのかどうか、今お考えであればお聞きします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ホテル経営のノウハウがある人云々という話は、まずコロナ禍前のような割と安定した状況のときであればさほどの専門性がなくてもできたと思うんです。ただ、環境が激変しているときは、やはりそうした人がどうしても要るだろうと。逆にいないから赤字になっているということを断定するわけではありませんけども、今後受けるに当たって今の体制では難しだろうということですね。あくまでも株主の立場からすると、会社を見ていて、できますかねという話ですよ。従業員はとていいんですけど、その全体のマネジメントの部分ができますかという話。ここが一番の問題だと思います。

今お尋ねの、公募の条件にするかどうかという問題ですが、まずは指定管理者を探すということですから、そこを極度に市が判断するということはなかなか難しい。例えばホテルのノウハウに長けた人はあまりいないけども、でもちゃんとやっていけるだけの財力があって情熱もあるということであれば任せてみようかということになってくると思いますし、そこはあくまでも公募ですから、複数出てきたときに点数化して決めていくということになりますから、その中で決まってくると。ただ、株式会社飛騨ゆいの場合は、繰り返し申し上げますが5年という期間がちょうどコロナ禍の中に入っていて、市の補填金もありましたけど、ほかにも雇用調整助成金とかいろいろなものも入りました。でも、その間に資本金を大きく食い込むところまで来てしまってい

るので、現場の皆さんも「もうちょっと頑張らせてほしい。」ということは実際におっしゃいました。ただ、これから5年間待ってられない。5年間劇的に改善するということが完全に見込めなければ、株主としてはこれは引き続きやっていただくのは難しいと判断したという話です。先ほどのホテル経営のノウハウ云々というのは1つの原因であろうというふうに見ているというふうにご理解いただきたいと思います。

○9番（澤史朗）

確かに株主という立場で全体を見れば、どこで赤字を出しているのかということは一目瞭然ですから、指定管理が来年3月31日で満了を迎えるというこの時期ですから、そこを撤退するというのは当然のことかなというふうには考えます。いわゆる会社を経営する立場でということですから、今回指定管理が満了になるのが、隣にありますすば～ふるも同じ時期に満了になるということで、市のホームページを見ますと予定では9月21日から両施設とも公募をかける予定であると拝見させていただいております。

ホテル季古里の風呂ですけど、確かに建設から30年近くたっていて老朽化も進んでいると思いますけれども、どうにか使える状態であると思いますけど、源泉というのは、すば～ふるから引いているかと思えます。ホテル季古里とすば～ふるが別の指定管理者になった場合、今は1つの指定管理者ですからお互いに融通が利くかもしれないけど、全く別の指定管理者、それこそ市外からの指定管理に手を挙げたような場合、そのやり取りというのが果たしてスムーズに行くのか。すば～ふるも今公募をかけるわけですから、誰が指定管理者として応募されるのか分かりませんが、特にその2施設というのは隣り合ってもいますし、お互いに融通を利かせている。スタッフの配置具合は知りませんが、同じところだったから多少の融通も利かせられるということがあります。そういった1つの心配と、株式会社飛騨ゆいの管理施設の中には、宮川町の飛騨まんが王国のように一連の施設が1つで指定管理に出されているところがあります。すぐには無理だと思えますけれども、そういった一体化した施設として指定管理を出すようなお考えは。先ほど言った湯の調整はどうされるのか、その辺のお考えがあればお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今までもホテル季古里とすば～ふるは別で指定管理を出しておまして、例えば流葉のMプラザや飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場などは一体としてやっていますが、ここの施設は別に出しております。恐らくホテルの指定管理者の公募の上では、セットにすると余計にハードルが高くなるのではないかと思いますので、どういう形になるか全く分かりませんが、従来どおり分けて出ささせていただいて、源泉については市が調整すると。同じところが手を挙げてくれればいいわけですけども、違う場合は市で調整せざるを得ないと考えております。

○9番（澤史朗）

実際に公募を始めてみて応募者がいるか、いないか。応募があった場合にどれを選定するのかというまだまだ難しいところがあるかと思えます。先日も今回の一般質問に当たって、実際にホテル季古里へ行って話を聞いてきました。以前、定休日でも週3日あったのを今は1日として、そして宴会も引き受けたりというふうで積極的にスタッフが取り組んでいるということもあり

ましたけども、じゃあ実際にそれが運営に結びつくのかという難しい問題もあります。これから公募がかかりますのでそれを見ながら、また事があれば質問をさせていただきます。以上で終わります。

〔9番 澤史朗 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で9番、澤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時20分といたします。

（ 休憩 午前11時14分 再開 午前11時20分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、籠山議員。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

議長のお許しをいただきましたので、私は大きく3点伺いたいと思います。

まず1つ目に、高い国保料・介護保険料の軽減策について伺います。物価高騰、エネルギー高騰の影響がまだに市民の生活を直撃しています。新聞紙上には、今でも毎日のように国内外問わず物価上昇の報道が載っております。物価高、景気低迷の中で、市民の皆さんはあれこれと工面しながら日々の生活を送っているわけですが、とりわけ高い国民健康保険料と介護保険料が市民には大きな負担となっています。これまでも幾度もこの議場で、また委員会で問題にし改善を求めてまいりましたが、私自身が反省するのは具体的な提案が足りなかったなということです。ですから、今回は単刀直入に提案をし、飛騨市の社会保障への姿勢をずばりとお聞きいたします。

まず1つ目に、高すぎる国民健康保険料は市独自に基金などを活用して様々な支援策をつくり、積極的に負担軽減に取り組んでいただきたいです。例えば、国が実施している均等割の就学前の2分の1軽減ですが、市には18歳以下の全ての子供の均等割を全額補助することを求めたいと思います。また、生活に困窮している国民健康保険加入者の国民健康保険一部負担金を減額免除する制度は、飛騨市は活用されているか伺います。活用していないとしたら、その理由を述べてください。

2つ目には、介護保険料は財政調整のための介護給付費準備基金を活用してもっと引き下げるべきです。厚生労働省も介護給付費準備基金は次期保険料抑制に使うよう求めています。介護保険制度の最たる欠陥は、認定されずサービスも受けなければ一生保険料を払うだけで人生が終わってしまう、こういうむごい制度だということです。できるだけ保険料を引き下げて支援するの

が行政の仕事のはずです。介護保険料をもっと引き下げて、払える保険料にしてください。市の考えを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

国民健康保険料、介護保険料の軽減策についてのご質問です。まず1つ目の基金活用による国民健康保険料負担の軽減についてお答えします。市の国民健康保険料の見直しにつきまして、改めてこれまでの経過をご説明申し上げます。

平成30年度からの都道府県化を見据え、岐阜県内でも最低水準の保険料でありましたので、平成29年度に飛騨市議会及び飛騨市国民健康保険運営協議会にお諮りし、国民健康保険料の引き上げ方針を決定いたしました。その方針は、令和5年度までの6年間に於いて保険料率の引き上げを行うとともに、平成29年度に一般会計より2億円を国民健康保険特別会計に繰り入れし、積み増した財政調整基金を活用し、各年度に必要な保険料総額の一部を基金から補填することで保険料徴収額を縮減し、被保険者の急激な負担増加を軽減するというものです。この方針どおり、平成30年度、令和元年度と緩やかに保険料率の引き上げを行ってまいりました。

令和2年度からの3年間につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったことから、市民の生活を守るため特例的に保険料率を据え置きとしました。しかしながら、令和3年度末及び令和4年度末における飛騨市議会及び飛騨市国民健康保険運営協議会にて、令和5年度より再び保険料を緩やかに引き上げる旨、新たな今後の方針をご説明させていただき、現在に至っているところであります。したがって、保険料の引き上げにつきましては、これまでの経緯からも慎重に検討を重ね、財政調整基金を活用した上で実施していますので、既に負担の軽減につながっているものと思います。

さて、議員からのご提案について、市独自で18歳以下の子供の均等割を減免するためには財源が必要となります。その財源を一般会計繰り入れとした場合にあっては、法定外繰り入れとなり適切ではありませんし、特別会計の中で対応することになると保険料の値上げが必要となり、さらなるご負担をお願いすることとなるため避けるべきと考えます。そのため、現状において財源となるものはないことから、今のところ、市独自で18歳以下の子供の保険料の均等割を減免することは考えていません。

また、国民健康保険の一部負担金を減額・免除する制度については、「飛騨市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱要綱」に基づき適正に対応をしております。なお、本年9月現在で一部負担金減免の対象世帯は1世帯となっております。

次に、介護給付費準備基金活用による介護保険料の抑制についてお答えします。まず申し上げたいのは、保険制度についてであります。保険とは、リスクに備えみんなでお金を出し合い、万が一の事態に備える制度です。それぞれが負担することにより、万が一の際に個人にかかる負担を軽くすることができます。そうした相互扶助の考えのもとでつくられた制度が保険制度です。

介護保険制度も同じで、国、県、市が費用の半分を負担し、住民の皆さんで残り半分を保険料として負担することにより、社会全体で介護を必要とする方を支援し、自立支援を促す制度です。

したがって、介護認定を受けずに健康で人生を過ごし、サービスを使わなかったら保険料を払った分だけ損であるという考えは適当ではないと思います。

その上で、介護保険料の引き下げのご質問についてお答えします。65歳以上の方が納める第1号被保険者の介護保険料については、保険者である飛騨市が今後の市内介護給付の需要を見込み、3年に一度定期に見直しを行います。当市では令和6年から令和8年の第9期介護保険事業計画の保険料は月額5,710円と、第7期の開始年度である平成30年度から保険料を据え置きとしており、保険料の水準としては県下の市や広域連合も合わせた22団体中で13番目となっております。ちなみに全国の平均は6,225円であります。

現在、その負担の増加を抑えるための介護給付費準備基金が2億4,000万円ありますが、事業にかかる費用としては、要介護にならないための軽度の方に対するデイサービスなどの地域支援事業において、今年度から3,000万円ほど負担が増える見込みです。さらに収入面においては介護保険料を納める第1号被保険者の方も年間100人ほど減少しているため、使える財源も毎年700万円から1,000万円ほど減少し続ける見込みです。

このような状況から、介護保険財政の安定を図るためには、現状では介護給付費準備基金を取り崩しての保険料軽減は難しいと考えておりますが、今後は保険料の総額と介護サービス給付費のバランスを注視しながら、基金を有効に活用していきたいと思っております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず1番目の国民健康保険料についてですけれども、とにかく私が言いたいのは、今市民生活は大変だという、この実態をどう考え、行政としてどう仕事を前に進めるかという、その前提に立ってのことなんです。

今部長は財源がないと最後のほうにおっしゃいました。法定外繰入は許されていないし、これは県の単一保険になってしまったからだと思います。しかも、18歳以下の均等割をそこに補填すれば保険料がさらに値上げになるんだということで、無理だということをおっしゃりたかったんでしょうけれども、でも、飛騨市には財政調整基金が国民健康保険にもあるんです。これが2億7,600万円あります。この財政調整基金というのは、年度間の財政を調整するものですから、いわば家計でいう普通預金ですから、こういうものをどのように生かすかということも行政の手腕に問われることだと思うんです。これを使ってやれば一般会計からの法定外繰入をする必要もないし、それからこの中の財源を食いつぶすこともないということで、やれる可能性はあるんですよ。これをどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

国民健康保険財政は事業勘定だけを見ても、令和4年度決算でも1億4,200万円の不用額が出ています。ですから、財政的にはそう厳しいものではない。18歳以下の全ての子供の均等割を補助しなさいということは、つまりこの均等割というのは少子化、少子化と憂いている飛騨市にとっても、子供が生まれたら出産ペナルティーなんですよ。生まれたら均等割を取られる。生まれたばかりの赤ちゃんにも1人当たり年間2万5,000円の均等割が取られるという、本当に理不尽。これはかつての人頭税みたいなものですからね。これを市の独自の努力でやっていただきたいと思っております。それを実際にやっている自治体が幾つもあるんですよ。例えば大阪府能勢町という町は飛騨市よりも小さい町ですけれども、一般財源で特別な支援制度というのをつくっています。

健康増進支援金という制度を創設しまして、国民健康保険に加入する町民1人当たり1万円、さらに物価高騰による影響を考慮して5,000円の1万5,000円。こういうものを世帯分の中に支援金として給付すれば、実質国民健康保険料の均等割を減免した、なくしたということと同じぐらいの負担軽減になるということが書かれてあります。ここだけではないですよ。もっと幾つもそういう自治体があるんです。一般財源を使って任意事業として制度をつくり、そして均等割で苦しんでいる子供のいるご家庭にはそれで支援をしてやるというやり方があるんですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

市民の負担を上げたくないという点では、議員と私の意見は一致しております。その上で、基金は確かに残っておりますけれども、令和6年度につきましても6,650万円の予算を見ております。今基金の残高は2億6,500万円ということですが、国県の激変緩和措置も今はなくなりまして、この基金を取り崩しております。任意の制度とおっしゃいましたけれども、そういう制度をつくりましても、それは結局一般会計から繰り出すことになりまして、繰入金としてはやらないかもしれませんが、もし繰入金とすると今度は保険者努力支援制度というものがあるんですけど、そちらの交付額にもまた影響をしております。

いずれにいたしましても、一般会計から制度をつくったりして負担を減らすというのは難しいのかなということを思っております。

ちなみに18歳以下の均等割をなくす場合、現在で試算したところ753万円の費用が要ることが分かっております。

○13番（籠山恵美子）

753万円を一般会計で新たな支援制度としてつくって給付するということが果たして高すぎるのかどうかだと思いますけれども、今紹介しました大阪府能勢町は飛驒市よりも小さな町ですけれども、ここにかかる金額はもっと大きいですよ。2,000数百万円です。それでもやるんですよ。

こういう制度は一般会計でつくる制度ですから、福祉制度としてつくられるそうです。一旦は均等割も含めて国民健康保険の加入者には保険料を示して払っていただく。そしてそれと並行して、一般会計の福祉制度の支援金として給付して相殺するというやり方ですから、行政は知恵を使っているものだなと感心します。こういうこともぜひ飛驒市でも工夫していただきたいなと思います。

それから介護保険料ですけれども、これも介護給付費準備基金、これも財政調整基金のような役割なんですけれども、これに対しても飛驒市は消極的ですね。いろいろ調べた中で、介護給付費準備基金は一体どのぐらいの枠で用意していたらいいものなのか。とめどもなく余った剰余金を積み上げていいものなのかということが言われておりまして、飛驒市の場合、介護給付費準備基金というのはどのぐらいの枠で積み立て、あるいは一定枠になったら取り崩すというお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

介護給付費準備基金につきましては、現在基金残高といたしましては2億4,000万円ございます。予算的には令和6年度から令和8年度の3年間で8,000万円取り崩す計画となっております。なお、剰余金についてはまた繰り越すということで介護給付費準備基金として残しております。

○13番（籠山恵美子）

8,000万円取り崩す予定ということでしたが、これはどういうものに使う予定ですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

介護保険料の抑制であります。

○13番（籠山恵美子）

抑制は大事なことだと思いますが、その幅ですよ。令和4年度の介護保険特別会計の決算書を見ましても、介護保険制度の財源の中には予備費というものもちゃんと取られてありまして、その予備費が1億4,100万円ありましたが、全く使われておりませんでした。1億4,100万円ほどの予備費を入れておいて補正もせずに使わないのであれば、もっとやりようがあると私は思うんです。

これは介護保険の専門家の文書ですけれども、「基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、必要以上の基金残高を保有することは、保険給付のためにお預かりした保険料の使途目的として適切ではありません。」と。「安定的な保険運営のために必要な残高水準を除いた額を取り崩し、保険料負担の軽減を図る。」ということですが、こういう考え方は飛騨市はどうでしょうか。総務省はそういう指定はしませんけれども、全国的に見ると介護給付費の3%ほどの積み上げで介護給付費準備基金は十分じゃないかということが言われています。そうしますと、飛騨市はその倍ほどの介護給付費準備基金を持っている計算になるんです。財政調整基金のような基金の使い方をどのように考えておられるでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

介護給付費準備基金の使途というのは、議員がおっしゃるとおりでございます。この介護給付費準備基金の額が適正かどうかは判断しかねますけれども、いずれにいたしましても保険料増加抑制のために今後も使っていきたいという考えは一致しておりますのでよろしく申し上げます。

○13番（籠山恵美子）

どうぞよろしく申し上げます。先日、私たち議員に配られた第9期介護保険事業計画と、同時に健康飛騨市21の第三次計画もいただいて読ませていただきまして、なかなか面白いなと思ったのは、高齢者の食育推進の取り組みという項がありまして、これを見ますと飛騨市の場合、65歳以上の高齢者、低栄養傾向の高齢者を減少させるということが飛騨市の目標の一つになっていきます。なぜかという、栄養が足りない低栄養の高齢者が国の平均でいうと16.8%なんですけれども、飛騨市の場合には24%もおられるという統計が出ているんです。

高齢者の食生活がどうかという統計も見ますと、野菜中心の食生活のようで、野菜摂取量とい

うのが国の平均が281グラムなのに飛騨市は313グラム取っていると。これは大変結構なことなんですけれども、こういうのを見ていると私の周りの高齢者の生活ぶりを見ていると、本当に質素ですよ。飛騨市の場合は塩分の摂取量がちょっと高くて脳疾患も多いんですけども、やはり野菜を自分で育てて、それを漬物にして、肉その他はあまり取らずに生活を抑えながら一生懸命介護保険料、国民健康保険料を払っているんだと私は推測してしまうんですよ。もうちょっと自分のお財布から出ていくお金を減らしてやれば、それだけ高齢者も今日は肉でも食べようかという気にもなると思うんです。特にこの統計としては女性が大変なんです。男性の場合は好きな肉は食べるし、お酒も飲むのでしょうか。女性の低栄養傾向が大きいです。こういうことを思うと、本当に社会保険料を何とか払いやすい保険料にしていきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

2つ目に、市職員の処遇改善と最低賃金の引き上げについて伺います。会計年度任用職員の3年目公募をやめ、連続任用を可能とすることを求めます。そして、全体の4割もいる会計年度任用職員（非正規）を適正にもっと正規採用し、人手不足を解決して市民に寄り添ういい仕事をしたいです。税務職員の不祥事、これは前回前川議員から質問がありましたので詳しいことは述べませんが、こういう不祥事を解決するためにも、このような人事環境の改善が必要と考えます。いかがでしょうか。

2つ目には、職員の最低賃金を1,500円に引き上げるべきです。市の考えを伺います。岐阜県はこの10月から51円引き上げて、最低賃金時給1,001円といたします。この1円って何なんだと苦笑いする市民は大勢おられます。そして、その後に聞こえるのは、こればかりの賃上げでは物価高に追いつかないよというつぶやきです。本当にそうだと思います。我が飛騨市の公務員の給与にしても同様です。私たち議員は民間をあれこれ言うわけにはいきません。でも、市役所という組織に働く公務労働者の処遇に対しては議論することができます。この際、申し上げたいと思います。官製ワーキングプアを解消するためには、組織の長である市長が決断して最低賃金を引き上げ、職員の生活を守り保障することです。それは会計年度任用職員の生活保障にも直結し、処遇改善になります。職員みんなが市民に寄り添い、親身になれるような真の働き方改革を実行していただきたいです。市のお考えを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

市職員の処遇改善と最低賃金の引き上げにつきまして、2点まとめてお答え申し上げます。

まず、1点目の会計年度任用職員の連続任用についてでございますが、本年6月、国の期間業務職員の公募によらない再度の任用の上限について、今まで2回だったものが廃止され、それに伴い、総務省が作成する事務処理マニュアルからも会計年度任用職員の任用上限回数が削除されました。これにより、飛騨市においても今後は再度の任用について上限は設けず、人事評価による能力実証の結果が良好であるものについては再度の任用ができることとなったことから、規則を改正する予定です。

次に、2点目の職員の最低賃金の引き上げについてですが、今年の人事院勧告により飛騨市の

会計年度任用職員の最低額は時間給970円から1,100円に引き上げられる予定となっております。さらに、今年度から国に準じ、会計年度任用職員にも正職員と同様に従来からの期末手当に加え勤勉手当を支給することとしました。他の自治体においては、勤勉手当の支給を見送っているところもある中、飛騨市においては年間で約4.5か月分の賞与が支給されることとなります。これにより、賞与を含めた年間支給額を時間数で割り戻すと時間給1,512円となり、実質的には1,500円以上の賃金となります。

また、本定例会の一般質問初日に前川議員へ答弁したように、会計年度任用職員の待遇に関しましては、国に準じた取り扱いを行っており、会計年度任用職員の時間単価についても、正職員の初任給月額を基に時間単価が定まるルールとなっているものです。そのため、会計年度任用職員の時間給自体を1,500円とすることは、若い正職員の時間単価を大きく超えることから、会計年度任用職員と正職員の給与バランスが崩れることとなります。

一方で、現在飛騨市で勤務いただいている会計年度任用職員の応募理由としては、生活給のほか、ご家庭の事情、他の職場を退職した後のセカンドライフなど様々でございますが、勤務時間や休みやすい環境であることから、あえて会計年度任用職員を選択して応募されたケースも多くなっております。

しかしながら、全国的に人手不足が深刻化しており、職員の処遇をよりよくしていくことは重要でございます。来年度からは国の制度に準じ、子の看護休暇や育児時間等が拡充される予定もありますが、窓口受付時間短縮による働き方改革など、市で実施できる職場改善も積極的に検討していきたいと考えておるところでございます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○13番（籠山恵美子）

今説明された中には飛騨市が積極的に取り組んでいる面もあって、それは前々から私も評価しております。ちゃんと勤勉手当が出る、それから改定があったときにもちゃんと4月に遡及をして支給していると。本当に誠意的にやってくださっているなと思って、それは評価したいと思います。

3年目公募をやめるということ、これは何よりですけれども、今まで会計年度任用職員というのは、3年でもう一度公募にかけてということでしたよね。それを外すということですから、手を挙げなくても自然に4年目に入るという解釈でよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

会計年度任用職員といいますのは、毎年の契約になろうかと思えます。今は勤勉手当も出て、業務の内容も全て成績的に反映される形になります。ですから、一般的に一生懸命業務をこなしていただけるというような方でありましたら、当然のごとく4年目についてもお願いしますという形になろうかと思えます。

○13番（籠山恵美子）

それは大変いいことだと思います。では、今度は給与の面ですけれども、今の飛騨市は多分3年目で公募があって、また続けてやりたいですということなら手を挙げることはできる。だけど

給与の面で、先ほどちらっとありましたが、この最低賃金1,500円というのは会計年度任用職員にだけ上げると言っているわけではないので、正規の職員も同じように飛騨市で働く公務労働者は、皆、時給1,500円程度のベースアップが必要ではないかということをお願いしたいわけです。

この会計年度任用職員が3年を過ぎて4年に入りました。今までですと手を挙げて再雇用することもできるけれども、お給料そのものは一番最初の、それこそ正職員の初任給の号級とほぼ一緒ではないですか。それ以上昇給しないのではなかったでしたか。これはちゃんと昇給していくことになりますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

会計年度任用職員の時間給の決め方ですけど、基本的には初任給の1級1号給からスタートします。1級8号給まで毎年一つ一つ昇給する形になっております。

○13番（籠山恵美子）

こういう昇給のスピードというものがよく分からないんですけど、1年1年上がっていくということですか。1級8号給ということで8年かけて上がるということですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

そういう形になります。

○13番（籠山恵美子）

確認しますが、これから飛騨市は3年目公募というのを削除するわけですから、これは総務省もその文言は削っているし、人事院もその文言を削っているわけですから、当然自治体もやって当然だと思います。基本的に雇用の安定化という面で見ると、4年目もその人に能力があり、また、その人の希望でもあればさらに4年、5年、6年と雇用をしてもらえる。それで、お給料もちゃんと準じて上がっていきますという、こういう理解でいいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

申し訳ございません。私、資料を読み間違えておまして、現行としては3か年ですから3号給までしか上がらないと。ただ、今国が上限を撤廃するような形になります。これについて給料の関係ですけども、今後こういった形でこの3年というものが撤廃されるのか、維持されるのか、まだ資料が届いておりませんので、そちらのほうは届いた段階で検討したいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

国は待たずに、飛騨市独自で先進的にやったらいいと思います。

2つ目の最低賃金のことでですけども、今答弁なきった中に、例えばパートタイマーの方で進んでというか、喜んでというか、多分介護とか子育てである時期はパートがいいということやられる方もいると思うんですけども、基本的にどなたも雇用の安定を望んでいるはずですよ。こんな大変な時代に私は3時間でいいわ、あとは夫の給料でやっていけるなんて方はそんなにい

ないと思います。

この1,500円に引き上げるというのは、全国の労働者組合がくまなく調査いたしまして、1か月に最低生計費はどのぐらいかかるんだということで調査しましたら、東京都に住んでも、九州に住んでも、例えばこの飛騨市にしてもほとんど変わらないそうです。田舎には田舎の負担の大変さがある。車を持たなければならないとか。東京都は車を持たなくて、バス代や電車代は安いけれどもアパート代が高いということがありまして、みんな同じだそうです。最低でも時給1,500円は必要だということです。しかも、岐阜県の労働組合が調査をしたものが前に新聞報道でありましたけれども、岐阜県の場合は、例えば25歳の独身単身者で調査しているんですけれども、時給1,670円ないと生活できないという最低生計費だそうです。この違いは何なのかよく分かりませんが、1,500円はマストなんです。

そういう意味で、市の職員の方も人間ですよ。市民ですよ。職員の方々が安心して暮らせるから、安心して余裕を持って市民にも寄り添えると思うんです。この組織の長である市長は、この賃上げについてはどう思われますか。

◎議長（井端浩二）

答弁をください。

△市長（都竹淳也）

地方公務員の制度はご承知のとおり国の制度にのっとって動いておりますし、あまりそこを外れるとまたいろいろご指摘もございますので、そういった形で進めております。今るる説明があったように、ここ近年で改善が相当図られてきたと思います。実はいろいろな働き方を望まれる方というのがそれぞれあって、ここ4～5年前と全く状況が違うので、私たちはとにかく正職員になれるならなってほしいと声を掛けることもいっぱいありますし、時間が限られている方にフルになってほしいという方も相当いるんです。相当声もかけるんですけど、やっぱりそれぞれのライフスタイルの中で今の働き方を選ばれているということです。

大事なことなのでぜひ御認識いただきたいのですが、飛騨市は県内でもかなり早い時期に社会人採用の年齢制限を撤廃しています。ですから、59歳ぐらいまで受けられるわけです。門戸は完全に開けてあるので、もし正職員と同じ待遇で、ここで仕事をしたいという意欲があればぜひ受けてもらう。とにかく今は人が足りないのとにかく受けていただきたい。会計年度任用職員ですら応募があると手を合わせるような状態ですから、とにかくたくさん受けていただきたいと思っています。会計年度任用職員に余儀なくされているわけではなくて、より待遇のいい正職員を積極的に受けていただいて、職場の仲間になっていただければありがたいと思うし、今働いている方にもより長く働いていただけるように声をかけさせていただいているということなので、それが現場の偽らざる思いということです。

なので、こういった国の制度の変更があったときは、少しでも待遇の改善につながるものがあれば積極的にそれを取り入れていく方針でありますし、前川議員の一般質問でもお話しましたけど、福利厚生も市町村職員共済に会計年度職員は全員加盟することになっていきますから、共済組合自体はそれで結構財務的には大変なんですけど、これも国全体でそういう方針を取ってやっているということですから、ほぼ遜色がない状態です。その中で、より一緒に仲間として働いてもらいたいと考えているのが偽らざる現場の思いでございます。

◎議長（井端浩二）

12時を回りましたが、このまま進めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

○13番（籠山恵美子）

市の職員全体の風通しのいい環境ということはどうでしょうか。どこでもそうですけど、人間関係で辞めてく方も多し、それから待遇ですよ。労働に見合った対価としての給料がもらわれていないから辞めようという方も多しだと思いますが、本当に働きやすい職場環境かなんかということはどうなのかなと思ったりもします。私は決して否定しませんよ。皆さん一生懸命やっていてよくなっているし、都竹市政のもと、本当に明るくなったなと思っていますが、はたから見たときにどうかということがあります。

最近、偶然お話を伺いました。図書館が前は非正規の司書ばかりで、次々と辞めるので困ったなということで、結局は教育委員会の英断もあり全部正規で雇用したと。そうしたら辞めないですよ。今は図書館独自のおしゃべりタイムもあったり、音楽が流れていたり、図書館をもっと人が集まりやすい有機的な施設にしようという、そういうアイデアもいっぱい出てきて本当によろしいかなと思いました。かつて非正規で司書として勤めていた方が、非正規では先の見通しが無いということで辞められて、今保育園の保育士をやっておられる方がいます。正規で雇われたんでしょう。そういうようなものだと思うんです。雇用の安定化というのはどんな人でも求めているものですから、ぜひその辺りは職員の環境も含めて、これから大いによくしていただきたい。そして、いい方をいっぱい雇用していただきたいなと思いますのでよろしく申し上げます。

次に3つ目、指定管理者制度の問題について伺います。平成の大合併に向けて2003年に導入された指定管理者制度です。20年たって、今まさに制度疲労したのではないかと、限界を感じざるを得ません。この制度の再構築を求めて、市の考えを伺います。

1つ目に、現在42の施設がカテゴリー別に仕分けされております。改めて、施設ごとの指定管理料の有無の根拠などを明確に示してください。

2つ目に、今回いわば存続のふるいにかげられたホテル季古里は、株式会社飛騨ゆいから見放され売りに出されるわけですけれども、市は株式会社飛騨ゆいの経営責任をどのように受けとめているのか伺います。同時に、大株主としての発言権以外に、先ほどの澤議員の質問のやり取りでもありましたけれども、本来の施設所有者としての市の責務、これをどう考えているのかも伺います。なぜならば、そこには労働者の方々がいるわけで、つまりその方々の生活をどう保障するのかという問題でもあるからです。このホテル季古里はそもそも総合交流ターミナル施設と銘打っているように、単なる宿泊施設ではありませんでした。それがいつの間にか他の施設と競合を迫られるだけの宿泊施設と変容してしまい、そして競り負けたとして経営から見放される。これに誰も責任が問われないのでしょうか。一方、多額の指定管理料で同額ほどの赤字を埋めている類似施設も幾つかありますが、それに対する市の言い訳、弁解というのはとても納得できるものではありません。株式会社飛騨ゆいを解散して、制度設計を再構築すべきではないでしょうか。市の考えを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点お尋ねがございました。私からは2点目の、経営者責任と市の所有者責任についてご答弁申し上げたいと思います。先ほど澤議員の質問に対しても答弁をさせていただきましたが、それを補う形になりますがご容赦いただきたいと思います。

まず、ホテル季古里に対する市の位置づけということでございますけれども、指定管理業務の公募で選ばれた株式会社飛騨ゆいに対して指定管理をお願いしているという施設所有者の立場と、指定管理を受けている株式会社飛騨ゆいという会社に出資している株主の立場というのを同時に有している、この違いは明確にしておく必要があるかと思えます。

それで、株主の立場ということで申し上げますと、株式会社というのは、会社の所有と経営が分離されているというのが株式会社なのです。株主は会社の所有者ではありますが、経営者ではありません。なので、市は株式会社飛騨ゆいの所有者であるけれども経営者ではない。ここが非常に重要なところで。

株主はそれぞれの出資の範囲内で責任を負うということになっております。飛騨市は80.5%の大株主ですが、そのほかに飛騨信用組合、高山信用金庫、あるいは森林組合等も株主になっていただいているわけでありまして、それぞれその出資の範囲内で責任を負うということになります。経営者ではないわけですから、現在の経営陣が十分な経営ができない場合は、株主はその是正を求めたり、経営者の変更を求めたりすることが必要で、それが株主の権利であり責任であるということでもあります。

飛騨市の場合は80.5%の大株主ですが、ちょっと特殊性がありますのが、その原資が税金なものですから、その出資金が毀損しないように市が守っていくという責任もある。出資金を守るといふ責任もあるということは、また少し違った立場なのかなというふうに思えます。現在のように赤字が続いて資本金を食い込むような状況になった場合には、最悪の状況を避けるために会社経営の障害となっていることを取り除くように経営陣に求めるということも株主としての責任だろうというふうに考えております。

加えて、議員ご指摘のように株式会社飛騨ゆいについては、従業員の雇用を守るといふことも必要なことは言うまでもないということになります。現に指定管理者の交代というのは何度もこれまでもありますし、直近でもサンスポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園は指定管理者が変わったんですが、そのときに市が前の指定管理者の従業員の雇用について関わるということは通常いたしません。しかし、ホテル季古里については株主である、会社の所有者であるという立場がございますから、やはり従業員の方についても一定の関与はしていく必要があるのではないかと考えておまして、新たな指定管理者へのあっせんとか、あるいは株式会社飛騨ゆいのほかの施設への異動とか、そうした活躍していただける手立てを講じることについては、経営陣にしっかりと求めていきたいというふうに考えております。

現実には、新しい指定管理者が仮に決まったといたしましても、現場の経験がある人材というのは必ず必要になるわけですから、これまでも指定管理者が交代した時に従業員が引き続きその施設で雇用されているというケースが多々あります。したがって、そうしたことについてもしっかりと求めていきたいということでもあります。以上が株主としての責任ということです。

次に、ホテル季古里の所有者としての市の責任ということについて申し上げたいと思います。

先ほど澤議員への答弁で申し上げましたけれども、ホテル季古里は平成8年に旧古川町が整備をしたと。補助金として地域農業基盤確立農業構造改善事業という補助金をいただいた関係上、議員がご指摘になられましたように、都市と農村との交流を目的とした「総合交流ターミナル施設」と称しておったわけですが、実態的には最初から純粋な宿泊施設であると私はそう認識しております。整備から約30年経過しまして、外部環境も変わりましたけれども、古川町内で宿泊施設が不足している中で、以前よりも貴重な宿泊施設であるという位置づけは逆に高まっていると認識しております。

しかし、これも先ほど申し上げましたけれども、宿泊業は常に設備投資をしてリニューアルをしていかないと魅力の維持向上ができないというのが宿泊施設の宿命でありまして、しかし、今の飛騨市にはその財政的な余力がございません。したがって、やはり指定管理者を公募しつつも並行して設備投資ができる民間事業者への無償譲渡も視野に入れながら、今後の在り方を検討していく必要があるのではないかなと思っております。そういうことをしっかり検討を進めていくことが施設所有者としての責任だろうというふうに考えております。

それで、議員からは株式会社飛騨ゆいを解散して制度設計し直すべきではないかというご意見がございました。私はそうは考えておりません。株式会社飛騨ゆいはホテル季古里の指定管理者ではありますが、ホテル季古里を運営するために存在している会社ではないということです。したがって、会社にとって指定管理を継続することが適切ではないという状況になれば、当然その業務から降りて会社を守っていただく必要があるということになるわけでありまして。

現実について最近もその例がございまして、思い出していただければ幸いなのですが、河合町にYu・Meハウスというものがございました。Yu・Meハウスは株式会社飛騨ゆいが指定管理を受けていたのですが、指定管理期間の途中であった令和4年2月に、赤字が累積しているので指定管理から撤退したいという申し出が株式会社飛騨ゆいから我々の方にあつて、それで、赤字が出るから令和4年度中はもうやるわけにいかないの長期休館にして、それで令和5年3月に施設廃止をするということで、指定管理業務を途中で終了したという例もあるわけがございます。この際も従業員の方には別の施設に移っていただくという形で対応されたということでありまして、今回のホテル季古里が初めてではなくて、つい2年前も同じ例があったということは思い出していただければありがたいと思っております。

株式会社飛騨ゆいそのものについて言いますと、自主事業であるバス事業、それから飛騨かわいやまさち工房における地場産品の製造事業、そのほかの指定管理施設の運営においても十分な役割を果たしていただいていると思っておりますし、会社そのものに問題があるとは私は捉えておりません。今回は、特殊な専門性が必要なホテル経営について、指定管理業務を終了しようというものでございまして、株式会社飛騨ゆいを解散する必要はないと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

1点目の指定管理料の有無の根拠についてお答えします。本年度の指定管理施設は42施設あり、

観光施設15、産業振興施設9、文化交流施設1、スポーツ施設6、福祉施設7、コミュニティー施設3、環境衛生施設1の7つにカテゴライズしております。ただし、これらの施設のカテゴライズによって、指定管理料の有無を決定しているものではなく、指定管理料の有無については、その施設の内容によって個別に判断しております。

基本的には、必要となる経費と得られる収入、それぞれの見込みを立て、その差額を指定管理料として市が支出することになりますが、施設の性格によって指定管理料をゼロ算定としている場合があります、その数は本年度は42施設のうち16施設となっております。

これらは、大きく3つのタイプに分けられます。1つ目は、特定の利用者のみが利用することが前提となっている施設です。その利用者の負担により運営することが求められるもので、森茂牧場と3つのコミュニティー施設の4施設が該当します。

2つ目は、これまでの実績から収益性があり、その収入によって運営すべきと考えられる施設です。ナチュラルみやがわ、ロストラインパーク、道の駅宙ドーム・神岡、3つの農産物直売施設、肉用牛繁殖センター、障害者グループホーム、養護老人ホーム和光園、介護医療院たかはらの10施設が該当しています。多機能型障がい者支援センターは、指定管理料がゼロ円ではありませんが、地域開放部分の管理費のみを計上しておりますので、実質はこの区分に該当します。

3つ目に、近隣地域に民間競合がある施設です。ホテル季古里、味処古川の2施設が該当します。これは、民間においては施設の建設費もしくは賃料を負担した上で経済活動を行っていることから、市の施設において指定管理料を計上してまで施設運用をすれば、民業圧迫あるいは著しい不公平感を与える可能性があるためです。もちろん、施設の運営状況や社会情勢によっては収益性が損なわれ、2つ目の収益性がある施設に該当しなくなる場合もあり、それが現在のホテル季古里の状況に当てはまるわけですが、一方で、ホテル季古里は3つ目の民間競合がある施設に該当することから、指定管理料をゼロ円としております。なお、ホテル季古里は過去には長く指定管理料ゼロ円で運営されてきた時期があり、収益性の悪化は指定管理者固有の問題だと考えられることもあり、今年度末で指定管理期間が終了することに伴う次期の指定管理者の公募においても、指定管理料はゼロ円とする方針です。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○13番（籠山恵美子）

先ほどの澤議員の質問への市長の答弁を聞いていまして、幾つか違和感があるというか疑問があるんです。それは、今この区分けを聞きました。要するに、観光施設なのか産業振興施設なのかという大きなカテゴリーで分けただけで指定管理の有無が発生するのではないという説明でしたよね。それで細かい説明も聞きました。ホテル季古里と味処古川ですか、民業圧迫をするから、そういうことも加味して指定管理料なしと。自主努力でもうけなさいということですよ。

私も疑問に思っていて、市長もおっしゃってくれたのでちょっと論じたいと思いますけれども、指定管理制度というのは地方自治法第244条に基づいて、公の施設として住民の福祉の増進が目的の施設だということですよ。これは間違いありません。そうしますと、その前提に立ってやる施設を造った、それを民間に管理してもらうことになったときに、ただ単純に民業を圧迫するかどうか。それが利益を生む施設なのかどうかというふうに、単純に線引きできないと思うんです。そういう観点で言いますと、本当に疑問なのは宮川町の飛騨まんが王国おんり〜湯です。

あそこはちゃんと利益を得ていますよね。富山ナンバーの車も多いです。地元の人がお風呂に入りに来るといのはそんなにないと聞きましたよ。細長いところですから、みんな家風呂で済ませているから。ですからあそこはちゃんと利益を生んでいる。でも、あそこも指定管理施設ですから、目的は福祉の増進ということで、おんり～湯には令和6年度は3,300万円も指定管理料が入っていますよね。ゆうわ～くはうすもそのとおりです。ここでは食事がとっても好評で、皆さん「おいしい、おいしい。」とおっしゃいます。ここも単純に福祉増進の施設だろうか。ちゃんともうけているのではないですかということです。

私、令和元年から今年度までの事業報告書を全部で5冊を読みました。それでいろいろな矛盾を感じました。経営者は何をやっているんだろうという感じです。例えば令和3年度、コロナ禍真っ最中のときです。観光施設としてカテゴリズされている施設は、入館者も減っていますからみんな減収です。なのに、例えば河合町のおんり～湯は仕入原価率46%。目標は45%だったようですけれども、それを上回ってしまったと反省点みたいなものが事業報告書に書いてあります。私から言わせれば何を言っているんだという感じです。全く殿様商売です。ホテル季古里はもともと仕入原価率は3割で抑えてきた施設です。おんり～湯も高かったときがありますけど、55%ほどの仕入原価率でこれも問題にしたことありましたけれども、料理人が変わったら仕入原価率も3割弱で抑えておられるようです。こういうものを見ますと、経営者は一体どういう厳正な経営をしているんだと思ってしまうんです。そういうことで言いますと、改めて今回の事業報告書を見てもホテル季古里は……

◎議長（井端浩二）

質問時間を超えていますので、速やかに終了願います。

○13番（籠山恵美子）

ということですが、こういうものを見て市はどう考えますか。経営者責任は問わないんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そういう議論が当然出るんです。原価率の高さというのは前から問題にされています。その点を様々な会議を通じて高すぎるのではないかとか、こういうところが改善できるのではないかとか、そういう話は当然しなければいけないし、市としても指定管理はできるだけ下げたいわけですから、極力指定管理料を下げていきたいので、そういった点については経営陣といいますか、会社のほうにきちんと話をしながらやってきている。それでもどうしても改善できないところがあるというのが今までの流れじゃないかなと思うんです。

ただ、指定管理料があることによってそれが何とか続けられてきているときに、やっぱり指定管理料がないところのほうがその矛盾がより早く出てくるということになるのだろうと思います。なので、今回はその指定管理料がないことによって、とても自分のところの会社でやっていけないよということになったわけでありまして、もし今後ほかの施設についても外圧という言い方が悪いですが、外からある程度改善を強制的に図るということは指定管理料をぐっと下げて、もう削らざるを得ないという中でやってもらうことが必要になってくるのではないかなと思います。

ですので、その辺りはやり方がいろいろあると思うんですが、いずれにしても、どんな施設についても市の持ち出しが少なく、そして満足できる経営をしていただくということは必須であります。これは別に株式会社飛騨ゆいに限らず、どんな施設についても指定管理者との打ち合わせ等々を通じてそういったことについては求めていきたいと考えております。

◎議長（井端浩二）

速やかに終了をお願いします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で13番、籠山議員の一般質問を終わります。

これで質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（井端浩二）

ただいま議題となっております、議案第75号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第81号、飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてまでの7案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から議案第85号、令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）までの4案件につきましては、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

次に、議題となっております認定第1号、令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第14号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しました付託一覧表のとおり決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら14案件につきましては議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。明日、9月14日から9月25日までの12日間は常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会審査のため本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、9月14日から9月25日までの12日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、9月26日、木曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後0時27分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 井端 浩二

飛騨市議会議員（7番） 森 要

飛騨市議会議員（9番） 澤 史朗